

# 令和7年定例会3月会議

## 豊浦町議会会議録

令和7年3月5日（水曜日）

午前10時00分 再開

午後2時20分 散会

令和7年定例会3月会議  
豊浦町議会会議録

令和7年3月5日（水曜日） 午前10時00分 再開

---

◎議事日程（第1号）

- 再開宣告  
開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員長報告  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案一括上程（議案第14号から議案第22号まで）  
町政執行方針  
教育行政執行方針  
予算概要説明  
予算審査特別委員会設置及び議案付託
- 日程第5 議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第6 議案第24号 育児・介護休業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第7 議案第25号 豊浦町課設置条例の一部改正について  
日程第8 議案第26号 豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第9 議案第27号 豊浦町簡易水道事業給水条例の一部改正について  
日程第10 議案第28号 町道路線変更について  
日程第11 議案第29号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第7号）について  
日程第12 議案第30号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第13 議案第31号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）について
- 散会宣告
- 

◎出席議員（7名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		2番	小川晃司君
	3番	阿部和之君		5番	渡辺訓雄君
	6番	宇川裕哉君			

---

◎欠席議員（1名）

4番 大里葉子君

---

◎説明員

町		長	杉	谷	佳	昭	君
副	町	長	沼	館	靖	展	君
教	育	長	葛	西	正	敏	君
総	務	課	石	川	壯	輔	君
政	策	財	本	所		淳	君
政	策	財	宮	崎	優	亮	君
政	策	財	武	田	貴	博	君
町	民	課	久	保	隆	史	君
町	民	課	竹	島	英	和	君
農	林	課	井	上	政	信	君
水	産	商	長	谷	部	晋	君
建	設	課	佐	藤	一	貴	君
会	計	管	藤	原	弘	樹	君
生	涯	学	大	嶋	果	林	君
総	合	保	武	石		修	君
総	合	保	阪	下	克	哉	君
国	民	健	高	橋	美	香	君
康	保	險					
病	院	事					
務	局	長					

---

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻	野	貴	史	君
書			記	岩	崎	洋	子	君

◎再開宣告

○議長（勝木嘉則君） 皆さん、おはようございます。

本日、3月5日は休会の日であります。議事の都合により、定例会3月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長（勝木嘉則君） これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（勝木嘉則君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、7番、石澤清司議員並びに1番、大高一敏議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る2月26日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小川晃司委員長、ご登壇願います。

○3番（小川晃司君） 議長の許可をいただきましたので、去る2月26日に開催されました議会運営委員会の協議結果等についてご報告いたします。

令和7年定例会3月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

会議に付議されている案件は、町長からの提案に係るものとして、令和6年度分につきましては、条例の制定が2件、一部改正が3件、町道路線変更が1件のほか、一般会計と特別会計の補正予算が3件の計9件となっております。

令和7年度分につきましては、条例の一部改正が1件のほか、各会計予算が8件の計9件であります。

また、一般質問は、6名の議員から15件の通告があったことから、2日間の日程を設定したところであります。

次に、令和7年度予算と関連する議案等につきましては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月10日、11、12、13日の4日間の日程で、休会中の審査とし、14日は休会とすることにしました。

また、2名の議員より、町長等の執行方針に関して総括質疑が通告されております。

総括質疑に係る申合せ事項については、例年どおりではございますが、次のように定めておりますので、改めてご報告いたします。

総括質疑であることに鑑み、計数的な事項や詳細事項についての質疑は避けて、大枠でのものにとどめ、再質問までといたします。

なお、持ち時間は、答弁時間を含む60分以内とするものであります。

以上のとおりの申合せとなっておりますことをご報告いたします。

これらのことから、定例会 3 月会議の会期等につきましては、一般質問及び予算審査特別委員会での総括質疑や審査期間等を考慮し、本日 3 月 5 日から 17 日までの 13 日間としたところでございます。

このほか、本会議場及び委員会室におけるパソコン等の端末の使用について協議しました結果、使用基準を定め、本定例会 3 月会議から使用を可能とすることにしましたことを申し添えます。

最後になりますが、本会議では新年度予算の審議等もあり、期間も長くなることから、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（勝木嘉則君） 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

#### ◎諸般の報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 3 月会議の会期等につきましては、議運の委員長報告のとおり、本日、3 月 5 日から同 17 日までの 13 日間といたします。

また、本定例会 3 月会議における町長からの提出議案、その他の資料等につきましては、それぞれ配付のとおりであります。

なお、説明員及び委任職員は 17 名であります。

以上、諸般の報告といたします。

#### ◎議案第 14 号から議案第 22 号まで一括上程

○議長（勝木嘉則君） これより、議案の審議に入ります。

日程第 4、議案の一括上程を議題といたします。

議案第 14 号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第 15 号 令和 7 年度豊浦町一般会計予算について、議案第 16 号 令和 7 年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 17 号 令和 7 年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第 18 号 令和 7 年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、議案第 19 号 令和 7 年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第 20 号 令和 7 年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について、議案第 21 号 令和 7 年度豊浦町簡易水道事業会計予算について、議案第 22 号 令和 7 年度豊浦町公共下水道事業会計予算についての 9 議案については、一括上程といたします。

なお、各議案の説明については、会議規則第 36 条第 2 項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第 22 号 令和 7 年度豊浦町公共下水道事業会計予算についてまでの 9 議案につきましては、一括上程とする

ことに決しました。

次に、議会に提案された令和7年度各会計予算の主要施策に関する町政執行方針について、町長からの説明を受けることといたします。

杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 令和7年度町政執行方針。

I はじめに。

令和7年豊浦町議会定例会3月会議の開会に当たり、令和7年度の町政執行方針について述べさせていただきます。

町民の皆様におかれましては、近年の物価高騰による家計への影響は大きいものであると認識しております。

本町の財政状況につきましても、大変厳しい状況であります。これはバイオガスプラント事業だけでの問題ではなく、慢性的な歳入不足と物価高騰等による歳出の増加によることから、本年度においては、水道料金、下水道料金、国民健康保険税・入湯税等について、令和8年度に向けた料金等の見直しを進めてまいります。

また、各施設等の利用料金制度（漁業系一般廃棄物、フィッシャリーナ、家畜ふん尿、しおさい入館料等）の見直しも併せて進めてまいります。

さらに、公共施設等（バイオガスプラント、国民健康保険病院、やまびこ、大岸小学校、大岸保育所、中央公民館、パークゴルフ場、テニスコート等）の在り方を含めて見直しを行い、方向性をお示ししたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、本町の状況について、随時お知らせやご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

II 町政に臨む基本的視点。

本町の道しるべとして策定した第6次総合計画（2018年度～2027年度）は、10年計画の8年目を迎え、引き続き、後期基本計画に基づき、将来のまちの姿の実現に向け、まちづくりの基本目標を達成するために各政策、施策をさらに推進してまいります。

また、第6次総合計画と連動した第2期豊浦町総合戦略に基づき、人口減少対策を推進し、デジタルの力を活用した将来のまちの姿の実現を目指します。

III 分野別具体的な施策。

基本目標1 魅力あるまちの実現。

政策1. 地域の持続的発展を促す産業振興。

農業の振興。

農業については、礼文華地区において、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、用排水路の機能診断を実施いたします。用排水路の老朽化具合、豪雨が発生した場合に周辺農地への洪水被害の影響等を調査し、今後の更新を検討いたします。

また、担い手の確保・育成に当たっては、令和元年度から地域産業連携拠点施設、地域おこし協力隊制度を活用し、これまでに4組が新規就農者として独立し活躍されており、現在も1組が研修を実施しております。農業委員会、北海道、とうや湖農業協同組合、親方ネットワーク等との連携協力を図りながら、新たな担い手に対し、農地のあっせんや栽培技術の支援を行います。また、より多くの担い手を確保できるよう募集活動に注力してまいります。

林業の振興。

林業については、森林の恩恵が将来にわたり享受されるよう、まちの森林整備計画に基づいた森づくりを推進してまいります。また、森林環境譲与税を活用した私有林等整備補助事業に

より、森林所有者が実施する造林、下刈り、間伐、枝打ち等の事業に助成することで、未整備森林の解消と森林整備面積の増加を図ってまいります。

水産業の振興。

漁業については、沿岸環境や水産資源の保全に関する磯焼け対策を含め、ふるさと納税返礼品の主力商品を確保するための対策について検討してまいります。

また、ホタテガイ稚貝のへい死に関する原因究明について、近隣市町と連携して各関係機関へ要望してまいります。

商工業の振興。

商工業については、商工振興における課題の一つであります小規模事業者の減少抑制に対し、地域おこし協力隊を活用した創業・事業承継に支援してまいります。

また、行政連携ポイント付与事業については、これまで地域経済及び行政活動への波及効果を求め実施しておりましたが、天然豊浦温泉しおさいの町内利用者還元分を除いた事業については、ポイントを付与することでの効果が上がらないため、廃止といたします。

買物困難者対策については、地域住民の方の利便性向上を図るため、買物環境の在り方も含め、関係事業者等と協議の上、検討してまいります。

政策 2. 移住・定住の促進に向けた取組の推進。

住環境の充実。

移住者の住宅不足の解消に向け、老朽化した教員住宅を新たに中長期移住支援住宅として活用する豊浦町空き家活用モデル事業について、本年度は内装作業をはじめ、入居者を募集するなど取組を推進してまいります。

観光・交流の推進。

観光については、地域DMOである一般社団法人噴火湾とようら観光協会の活動を支援し、本町特産品や地域における観光プログラムの開発など、町の資源を生かした魅力ある観光づくりを推進してまいります。特に、冬期間の観光メニューとして、本町の自然資源である昆布岳を活用したスキーツアーの実施に向け、事業者及び関係機関と連携して協議を行ってまいります。

小幌駅については、より一層のPRを行うため、ふるさと納税限定の返礼品作成と本町特産品のPRも兼ねた国内主要空港にアクセスするモノレール等に広告掲出を行います。また、駅の維持管理に必要な電源設備の老朽化に伴い、安全対策を図るため、JR北海道が主体となり改修工事を実施いたします。

また、豊浦の魅力を高め、まちへの新たな人の流れをつくるために、企業版ふるさと納税を活用し、大阪・関西万博において当町のタウンプロモーション動画を放映する魅力発信事業を実施します。

基本目標 2 豊かな生活環境の実現。

政策 1. 安全・安心な地域をつくる取組の推進。

防災体制の構築。

令和6年度に見直しを行いました自主防災組織の新たな役割として、地域住民による自主的な防災計画である地区防災計画の策定に対する支援を行い、防災意識がより深く浸透するよう取り組んでまいります。

交通安全・防災対策の推進。

豊浦小学校周辺については、令和6年度に実証実験として実施した大型車の通行を抑制するラバーポールの設置を継続して行うとともに、普通乗用車も含めた自動車全般の速度を抑制す

るハンプを設置するなど、変化を加えて実証実験を継続し、より交通安全効果の高い取組の検証を行います。

政策2．快適に暮らすための生活環境の整備。

町民の「足」となる公共交通の維持。

令和6年度に策定した地域公共交通計画を推進させ、令和8年度以降に予定している町内公共交通の再編に向けて、運行体制の具体化を図ります。

上下水道の維持と確保。

簡易水道事業及び下水道事業については、令和6年度から公営企業会計へ移行し、今後も安心してサービスをご利用いただくため、水道下水道事業運営審議会において、令和8年度に向けた料金等の見直しを進めるなど、持続可能な経営に取り組んでまいります。

政策3．豊浦町の魅力としての環境保全・活用。

ごみの適正処理とリサイクルの推進。

西いぶり広域連合において進めておりました新中間処理施設整備については、昨年10月から本格稼働され、順調に運用されており、本年度は旧中間処理施設の解体工事が行われます。

また、本年度は、平成25年2月に策定された豊浦町ごみ処理基本計画の見直しを実施し、今後の廃棄物の排出状況を把握の上、引き続き、収集・運搬処理を実施してまいります。

基本目標3 誰もが住みやすいまちの実現。

政策1．未来を担うひとづくりの推進。

出産・子育て支援の充実。

子育て支援については、令和6年度に策定した第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て事業の取組を推進してまいります。

保育サービスについては、児童数に応じた認可保育施設の適正配置を図るため、本年度は施設の統合について検討を進めてまいります。

学校給食費負担軽減事業については、本年度から給食費の全額無償化を実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

母子保健事業及び児童福祉事業については、こども家庭センターを令和8年4月の開設に向け、検討を進めるとともに、子どもたちの健やかな成長を支援するため、妊娠期から継続的なサポートの充実や、乳幼児期の発育発展支援と母子の健康増進など、子どもたちの成長をサポートします。

また、児童虐待防止には早期発見と早期対応に努め、関係機関との連携と啓発活動を推進いたします。

学校教育・社会教育の推進。

教育行政については、教育行政執行方針において教育長が説明いたします。

政策2．地域で暮らし続けるための医療・保健・福祉の充実。

医療提供体制の確保。

豊浦町国民健康保険病院は、地域に密着した医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう経営強化プランを策定し、療養病床へ転換することで、他の医療機関等との連携を強化し、持続可能な地域医療提供体制を目指してきました。

本年度においては、町民が引き続き安心して医療を受けることができるよう、町の財政状況に左右されない持続可能な病院経営を実現するため、現行の経営強化プランを検証するとともに、本町として、町民に必要とされる医療機関としての在り方を再度検討していきたいと考えております。

また、ハード面においては、自律分散型エネルギー設備等導入事業による電気設備の更新や太陽光パネル等の整備により省エネ化を図るとともに、老朽化した設備・医療機器を更新することで、引き続き、医療提供体制の確保を図ります。

健康づくりの推進。

町民の健康保持については、各種健診の受診率向上への情報発信の強化、地域団体と連携したフレイル対策、各種予防接種の助成を継続し、町民一人一人の健康寿命の延伸とQOL（生活の質）向上を目指し、健康づくりの推進を展開してまいります。

なお、予防接種における定期接種料金を胆振西部1市3町同一とし、高齢者帯状疱疹予防接種は、令和7年度から原則65歳の方と5年間の経過措置として、65歳以上の高齢者で5歳刻みの節目年齢にある方を対象に定期接種化されることに伴い、任意接種は終了といたします。

また、任意接種のインフルエンザ予防接種については、高校生までの全額助成は継続いたしますが、それ以外の方については全額自己負担をお願いすることといたします。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づく高齢者の介護予防事業の実施や地域支援事業の推進、要介護状態等の予防と早期発見を図るとともに、高齢者を取り巻くあらゆる生活課題の解決に向け、既存の移送サービスや配食サービス、除雪費助成事業の改善及び拡大に取り組むとともに、新たなニーズの掘り起こしに向け、地域包括支援センターや保健センター、社会福祉協議会において、あらゆる機会を通じて高齢者等の相談支援に取り組んでまいります。

介護サービス事業については、現在継続中の営業活動を通して、営業圏域内の需要把握と新規利用者の確保を図るとともに、医療ニーズの高いご利用者を積極的に紹介するなど、豊浦町国民健康保険病院との連携をさらに強化し、複合施設としてのスケールメリットを生かす事業運営に努めます。

また、国の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、専門アドバイザーの客観的視点から評価、分析を行い、総合保健福祉施設の在り方について方向性をお示ししたいと考えております。

基本目標4 健全な行政経営の実現。

政策1. 町民と共に歩むまちづくりの推進。

住民参画の推進。

地域コミュニティの維持については、自治会活動を活性化するため、本年度から自治会で管理している集会所等の施設運営交付金事業と、自治会へ花の苗を配付する花いっぱい運動事業を統合いたします。さらに、令和8年度に向けて自治会への補助金等の一元化を目指し、自治会と協議してまいります。

また、アイヌ文化施設の利用促進と豊浦アイヌ協会の後継者育成を推進するため、アイヌ文化継承・発信事業を実施いたします。

広報・広聴の充実。

広報・広聴活動の充実については、町民へのアンケート調査を実施し、今後の広報紙の在り方について考えてまいります。

政策2. 健全な行財政運営の推進。

行政運営の適正化。

職員研修の推進については、新たに政策立案研修の実施、また、職員・町民を対象とした地域自主組織セミナーを開催し、地域課題解決に的確に対応できるよう職員の資質向上を図って

まいります。

これまでの事務事業評価を継続しつつ、総合計画の実現に向けた進行管理の仕組みである施策評価を本年度から実施し、政策・施策の実現に必要な事務事業のスクラップ・フォー・ビルドに取り組みます。

健全な財政運営の推進。

令和6年度において改訂した中期財政計画に基づき、財政健全化に向け、行政経営の徹底的な見直しを行います。

補助金等事業については、令和6年度において策定したガイドラインに基づき、補助の長期化による既得権化、交付団体の自立阻害及び補助金の適正な執行といった補助金等の交付に関する抜本的な見直しを図ることとします。

財源確保の取組推進。

債権管理について、債権管理マニュアルに基づき、事務処理の適正化を図るとともに、継続して、本町、壮瞥町及び洞爺湖町の職員を相互に併任し、滞納整理事務における協力と搜索による動産の差押えなど、徴収技術の向上にも努めてまいります。

未利用の町有財産については、売却可能な遊休資産を空き家バンクに随時登録し、売却処分を進めてまいります。

ふるさと納税については、返礼品事業者の拡充や寄附者のニーズに合った返礼品の充実を目指すとともに、事業者・団体・行政等が連携して、寄附額のさらなる伸長に向けて戦略的に取り組んでまいります。

公共施設等の適正管理の推進。

令和5年度において改訂した公共施設等総合管理計画に基づいた適正管理を推進するとともに、公共施設や町内に点在している公園施設等の集約化、複合化や抜本的な見直しを図り、本年度中に方向性をお示しいたします。

#### IV むすび。

以上、令和7年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

初めに述べさせていただきました公園施設等の在り方を含めた見直しについては、地域、自治会等の民間でできるものは民間の力を借り、無駄を省き、効率化と効果を追い求め、少しでも明るい未来が見えるように取り組んでまいります。

そのために、新たな本町のシンボルとして期待を込めた道の駅（複合施設）とようらの整備も含め、各団体の若者たちとまちづくりについて意見交換を行い、未来の豊浦町の姿について熱い議論をしたいと考えております。

これらに取り組むためには、行政だけではなく、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

皆様のご理解・ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

○議長（勝木嘉則君） 次に、教育行政執行方針について、教育長から説明を受けることといたします。

葛西教育長。

○教育長（葛西正敏君） 令和7年豊浦町議会3月定例会開会に当たり、教育行政の執行に関する主な方針についてご説明申し上げます。

少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展、地震や異常気象などの自然災害など、様々な社会課題が顕在化する中、令和の教育の目的は、単なる知識の獲得や伝達ではなく、主体的に学

び続け生き抜く人材を育てることです。そのためには、多様性を尊重し、柔軟性を育む、問題解決力と創造性を育成する、地域と連携した教育を進める、生涯学習の推進が必要です。

そこで、教育委員会は、町民の皆様の思いや願いを十分に受け止め、学校教育と社会教育を両輪として、様々な教育課題に向けた取組を推進してまいります。

それでは、令和7年度の重点的に取り組む施策を豊浦町教育振興基本計画に沿って申し上げます。

「子供の可能性を最大限に引き出す学校教育の推進」。

1点目は、子どもたちの資質・能力の向上です。

子どもたちが自らの学びを自分事として捉え、自発的に他者と関わりながら自分の学習を深めていくための教育活動の充実が求められています。

豊浦の子どもたちに確かな学力、具体的には、読む力、書く力、伝える力を育むため、タブレットやICT機器を効果的に活用し、他者と関わりながら自分の考えをしっかりと持ち、効果的に伝える授業づくりを進めます。

小中連携・小小連携において、キャリア教育や平和教育をテーマに小中学校の児童生徒と一緒に学ぶジョイント学習や中学校教員が小学生に授業する乗り入れ授業などで、スムーズな接続を意識した教育の一層の充実を図ります。

また、三つの小学校の児童と一緒に学ぶ交流学習や各学校の教室にしながらタブレットを使って画面越しに一緒に学ぶ遠隔学習を行うなど、主体的・対話的で深い学びを推進します。

あわせて、こども園や保育所の園児と小学校児童の合同学習や教員の情報交換やそれぞれの教育の理解を通して、かけ橋期（年長と小1）の教育の充実に努めます。

いじめや不登校の課題については、迅速、丁寧で組織的な対応を心がけ、学校・家庭・関係機関との連携強化を図ります。

特に、不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により教育相談や保護者面談を行い、一人一人の状況により、校内支援教室や豊浦町教育支援センターR a i s e、自宅でのICT機器を活用した学習などで学びの保障を進めます。

体力の向上については、新体力テストを活用し、伸ばしたい力を子どもたちと教員で共有し、授業だけでなく休み時間の遊びや行事など学校全体で楽しく運動する機会をつくります。

食育については、栄養教諭の学校訪問などで、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の育成、食品ロスの削減など、食に関わる教育を進めます。あわせて、地場食材を活用した給食を提供するとともに、食物アレルギー事故や誤飲の防止の徹底に努めます。

2点目は、特別支援教育の充実です。

特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育については、特別支援学級の子どもはもちろん、通常学級に在籍する支援が必要な子どもの困り感を理解し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた組織的な支援を続けます。

また、各学校に学習支援や介護員を配置するとともに、学校間や医療機関、保育所、こども園、放課後デイサービス、総合保健福祉施設との連携を密にします。

3点目は、生活・学習習慣の確立です。

家庭学習や家読書の時間を位置づけ、ゲームやSNSの使用時間の短縮を家庭と連携して取り組み、規則正しい生活習慣・学習習慣を定着させます。また、SNSでのトラブル、情報モラルなど、望ましい電子メディアの利活用を子どもだけでなく、保護者も学べる機会を設け、各家庭で使用ルールをつくる取組を進めます。

4点目は、地域との連携・協働です。

豊浦の自然や産業、行事や歴史的遺産など、ふるさとのすばらしさを学ぶふるさと学習を全ての学校で取り組み、豊浦町の課題解決に向けた考えを発信するなど、地域の一員としての意識を身につけさせます。

また、一日防災学校や防災キャンプ、火山噴火の学習や洞爺湖・有珠山ジオパークの学習を関係機関と連携して行います。

5点目は、教員の人材育成です。

豊かな人間性の育成のため、生徒指導提要に基づき、児童生徒の困難や課題に向き合う教師の指導力向上などで子どもたちの自己存在感や自己有用感の醸成に取り組みます。

また、ハラスメントや不祥事の未然防止と服務規律を徹底し、信頼される学校、教員を目指します。

6点目は、働き方改革の推進です。

子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育を行うため、行事や校務を見直し、削減、簡素化、校務の分散化を図るとともに、道教委から出されているR o a dや働き方改革チェックリストを活用し、教職員の意識を醸成します。

また、校務支援システムの活用やデジタルコンテンツを使用した出欠連絡やアンケート、学校便り等の発行など、ペーパーレス化を進め、校務の効率化を図ります。

さらに、教職員の負担軽減のため、部活動の地域連携（移行）を地域や他市町と連携し、計画的に進めます。

7点目は、危機管理です。

一番大切なのは、子どもの命です。

熱中症対策では、各学校で作成した熱中症対策ガイドラインに基づき、ハード面の対応と熱中症指数により学習内容を変更するといったソフト面の対応を徹底します。

また、火災や地震・津波、不審者や暴風雨・暴風雪、交通事故等、危機管理マニュアルをその都度見直しを行い、教職員の役割や対応を明確にして子どもの命を守ります。

生涯を通じ個性が輝き豊かさを実感できる社会教育の推進。

生涯にわたり元気で豊かな人生を送るため、文化やスポーツに親しみ、学んだ成果を生かすことのできる豊浦町の社会教育事業を昨年度作成した社会教育推進計画に基づき推進します。

1点目は、学習機会の提供です。

町民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、幅広く学習機会を設定し、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができるよう、世代を超えて学び合う学習環境を整えます。

家庭教育については、子育て世代の保護者及び乳幼児を対象に子育て支援講座、抱っこ講習、親子ヨガなど、学ぶ機会を提供、交流の機会を提供いたします。

青少年の学びについては、放課後子ども教室（ホウカGO!）や豊浦町地域未来塾（寺子屋とようら）、スポーツクラブ、いきものキャンプなどを開催し、子どもたちが遊び場について考え、アイデアを出す機会を設けるとともに、アイデアを形にできるようにサポートします。さらに、スポーツ少年団などの活動と連携を図り、心身ともに健康で心豊かな青少年の育成に努めます。

成人の学びについては、“子どもたちとともに考え、伴走する大人“を増やすため、まちの子どもたちや教育についての将来像・理想像を語り合う場やワークショップ等の機会を設けます。

また、遺跡や礼文華山道等の豊浦町の歴史、文化を題材とした公民館講座や昆布岳登山を通して学習の機会を拡充するとともに、自主的、主体的に行う活動の支援に取り組みます。

高齢者の学びについては、つながりの希薄さから生まれる社会的孤立を防ぐため、とようら大学を中心に、趣味や教養を学ぶ機会を通じて仲間づくりやつながりをサポートしていきます。

2点目の伝統文化の継承と活用です。

本町の歴史的・文化的資源である礼文華遺跡、小幌洞窟遺跡を町民に広く周知するとともに、小中学校におけるふるさと学習の題材として活用を図ります。また、カムイノミ・イチャルパに小学生が参加するなど、先住民族であるアイヌ民族の理解に努めます。

3点目は、芸術文化活動の普及についてです。

各文化団体への支援に努めるとともに、町民向けの芸術・文化の公演会を企画します。

小学校、中学校の児童生徒に対しては、創造性や感性を育むための文化芸術鑑賞の機会を引き続き実施してまいります。

また、図書フェスやもちつき体験などで町民の交流の場を設けます。さらに、芸術活動を多く教育に取り入れている北海道シュタイナー学園いずみの学校とも連携していきます。

4点目は、読書活動の推進です。

読書活動については、豊浦町子ども読書推進計画に基づき、子どものみならず町民全体が読書に親しみ、感性を磨き、人生をより豊かに過ごせるように、読書活動の普及や啓発活動に努めます。

また、各学校や施設などへの移動図書や幼児を対象としたブックスタート、読み聞かせボランティアの育成や団体の支援を今後も継続して行います。さらに、町広報やSNSを利用して広報活動充実を図るとともに、インターネット上で蔵書検索を可能とするなどの取組を実施し、今後も、町民のニーズに応える図書室、足を運んでもらえる図書室を目指します。

5点目は、生涯スポーツ活動の推進です。

子どもの体力向上や高齢者の健康づくり、そして、親子の触れ合いやスポーツを通じた仲間づくり、町民の交流が図られるよう、豊浦町スポーツ協会やスポーツ推進委員との連携の下で、スポーツ教室や親子スキー・スノボ、町民ミニバレー大会の開催や指導者の育成、スポーツ団体の支援を図ります。

また、地域おこし協力隊による小学生から子育て世代、シニアに至るまで全町民を対象としたヨガ教室で心と体の安定を図ります。

社会体育施設の整備・充実については、利用者の声を聞きながら、より有効、活発に活用していただけるように、適正な維持管理に努め、誰もが安心して利用することができるようにします。

以上、令和7年度の主な執行方針を申し上げます。

教育委員会といたしましては、豊浦町教育活動推進の指針である未来を担う人づくりの推進のため、教育を支える関係機関の皆様と連携を図りながら施策と事業を全力で取り組んでまいります。

町議会の皆様、町民の皆様のご理解とご協力、ご支援をいただき、力を合わせて教育行政を執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 次に、各会計に関わる予算編成の概要について、副町長から説明を受けることといたします。

沼館副町長。

○副町長（沼館靖展君） 令和7年度各会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

令和7年度の予算編成につきましては、国の施策の動向や町民ニーズなど、可能な限り情報収集に努めるとともに、第6次豊浦町総合計画、後期基本計画の四つの基本目標に基づき、十

分に効果が見込める施策を優先し、持続可能なまちづくりを進めるため、第1次産業や子育て支援などの各分野について、予算編成を行ったところであります。

それでは、配付済みの令和7年度豊浦町予算編成の概要によりご説明をいたします。

2枚物になってございます。

まず、1ページをご覧ください。

単位は100万円でございます。

令和7年度の当初予算規模は、一般会計52億7,100万円で、前年度当初予算と比較し、1.8%増、9,200万円の増額となりました。

増額の要因は、一番下の米印にありますとおり、令和6年度当初予算否決のため、バイオガスプラント管理費及び総合保健福祉施設事業特別会計については2か月分となっていることによるもので、議会提案時の令和6年度当初予算と比較すると、0.5%減、2,900万円の減額であり、ほぼ前年度同額の予算規模となっております。

次に、一般会計から四つの特別会計と国民健康保険病院事業会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計への繰出金につきましては、総額で2,200万円の増額、8億5,400万円を繰り出しして、それぞれ会計の収支均衡を図っております。こちらにつきましても、総合保健福祉施設事業特別会計については2か月分となっているため、議会提案時の令和6年度当初予算と比較いたしますと、4,300万円の減額となります。

一般会計と特別会計、事業会計を合わせた八つの会計の予算総額は92億1,300万円となり、前年度予算と比較して8.7%増、7億3,900万円の増額となりました。こちらも、バイオガスプラント管理費及び総合保健福祉施設事業特別会計については2か月分となっておりますので、議会提案時の令和6年度当初予算と比較いたしますと、4.3%、3億8,200万円の増額となります。

次に、歳出から主な増減の要因につきまして款別にご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

主な増減の要因欄がございますが、星印は新規、丸は拡充、三角は縮小、バツ印は終了で表示してございます。

まず、議会費につきましては、前年度と比較して45.1%、2,300万円の増額でございます。主な要因は、議場の音響映像設備整備を新規事業として計上したものでございます。

総務費では、前年度と比較して7.9%、4,600万円の増額です。主な要因は、ふるさと納税の前年度実績を踏まえ、増加の見込みにより積立金や返礼品等に係る経費を増加したものです。また、新規事業といたしまして、豊浦中学校線の交通安全対策、具体的には、舗装ハンプの整備やラバーポール、注意喚起看板設置に係る経費を計上してございます。

民生費では、前年度と比較して2.6%減、2,100万円の減額です。主な要因は、国保税率改正による保険料調定増額に伴い、一般会計からの医療費繰出金等の減額が見込まれるためです。

衛生費では、前年度と比較して14%減、1億2,400万円の減額です。主な要因は、令和6年度総合保健福祉施設の当初予算否決による増額分があるものの、新中間処理施設建設事業の完了に伴い、西いぶり広域連合負担金が大幅に減額となったことによるものです。

農林水産業費では、前年度と比較して9%減、4,000万円の減額です。主な要因は、令和6年度バイオガスプラント施設運営事業の当初予算否決による増額分がございますが、漁業系一般廃棄物発酵棟屋根改修事業が終了したことにより減額となったものでございます。

商工費では、前年度と比較して9.3%、1,900万円の増額です。主な要因は、豊浦温泉しおさいを長寿命化するための水中ポンプ改修費や小幌駅の電気設備改修費等が増額となったことに

よるものでございます。

土木費では、前年度と比較いたしまして27.2%、9,500万円の増額です。主な要因は、新規事業といたしまして、林業専用道豊泉支線開設事業や公営住宅長寿命化改善工事などを計上したことによるものでございます。

消防費では、前年度と比較して64.1%、1億4,300万円の増額です。主な要因は、西いぶり消防指令センター整備負担金の増、老朽化しておりました水槽車の更新によるものでございます。

教育費では、前年度と比較して12.2%減、3,500万円の減額です。主な要因は、小学校及び中学校のエアコン設置に対応する電源工事、豊浦小学校体育館屋根塗装工事、給食センター屋上防水補修工事が終了したことなどによるものでございます。

公債費では、前年度と比較して1%減、800万円の減額で、償還金として計上してございます。

給与費では、5億5,300万円を計上し、前年度比1.1%減、600万円の減額となっております。

予備費につきましては、前年度同様の考え方により、200万円の計上でございます。

次に、一般会計の主な歳入予算についてですが、2ページをご覧ください。

単位は100万円でございます。

町税は、3億9,700万円を計上し、前年度と比較して5.3%、2,000万円の増額となりました。主な要因につきましては、個人町民税に係る給与所得の増、法人町民税については、太陽光発電事業者の所得納付の増などによるものでございます。

地方交付税は、普通交付税で、地方財政計画において1.7%伸びはあるものの、交付税検査の錯誤分の減額や公債費分の減額を勘案いたしまして、前年度と比較して300万円減額の24億5,700万円。特別交付税では、地域おこし協力隊に係る地方財政措置の拡充等を勘案いたしまして、前年度と比較して100万円増額の2億6,400万円を見込み、あわせて、0.1%減、200万円減額の27億2,100万円を計上しております。

使用料及び手数料は、10.5%、1,800万円増額の1億8,900万円を計上しておりますが、令和6年度バイオガスプラント施設運営事業の当初予算否決によりまして一部手数料を計上していなかったことによるものであり、議会提案時の令和6年度当初予算と比較いたしますと、3.1%減、600万円の減額となります。

国庫支出金は、公営住宅ストック総合改善事業や道路事業に係る社会資本整備総合交付金の増、自治体システム標準化、共通化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金の増などを見込み、前年度と比較いたしまして、27.9%、9,900万円増額の4億5,400万円を計上しております。

道支出金は、林業専用道桜西川支線開設事業が終了したものの、新たに林業専用道豊泉支線開設事業の開始により、13%、2,900万円の増額を見込み、2億5,200万円を計上しております。

寄附金は、ふるさと納税寄附金における前年度実績を踏まえまして、2,200万円の増額を見込んでおります。

繰入金は、前年度と比較して3.6%減、1,200万円減額の3億2,600万円となっておりますが、令和6年度バイオガスプラント管理費及び総合保健福祉施設事業特別会計に係る当初予算否決に伴いまして、前年度当初予算額が小さくなってございます。参考までに、議会提案時の令和6年度当初予算と比較いたしますと、23.1%減、9,800万円の減額となります。

歳入不足を補うため、財政調整基金、町債管理基金及びまちづくり整備基金などを取り崩し、収支均衡を図ることとしております。

町債は、前年度と比較して16.4%減、8,100万円の減額であり、主な要因は、新中間処理施設建設事業、漁業系一般廃棄物発酵棟屋根改修事業の終了などによるものでございます。

次に、令和7年度各会計予算説明附表によりご説明をいたします。

10ページの積立金の状況をご覧いただければと思います。

令和7年度中の主な積立ては、ふるさと納税寄附金2億200万円のうち、教育・文化及びスポーツ振興基金、まちづくり整備基金、小幌応援基金にそれぞれ積立てをし、その他、利息等による積立てを見込んでございます。

また、取崩し予定額は、先ほど繰入金でもご説明いたしましたとおり、財政調整基金、町債管理基金及びまちづくり整備基金などにより、財源調整を図ってございます。

基金の令和7年度末現在見込高は、北海道備荒資金組合納付金を含めた全基金合計で29億678万円としてございます。

次に、地方債の状況についてご説明をいたします。

11ページの地方債現在高の状況をご覧ください。

令和7年度発行予定額の欄に記載のとおり、一般単独事業債では西いぶり消防指令センター整備負担金、辺地対策事業債では橋梁補修事業等、一般補助施設整備等事業債では継続事業の豊かな森づくり推進事業、過疎対策事業債では、新規事業となります学校教育無償化事業などのソフト事業のほか、ハード事業では、しおさい長寿命化改修事業などを盛り込んでございます。

さらに、特別会計及び各事業会計では、やまびこ及び国保病院における自立分散型エネルギー設備等導入事業などについて計上いたしまして、全会計の借入総額は8億2,540万円としてございます。

次に、15ページには、財政指標等の推移について、参考に実績、推計値をまとめてございます。

次に、各特別会計及び各事業会計の概要をご説明いたしますので、16ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計では、令和7年度予算5億9,285万円、前年度比4.2%、2,408万円の増額で、新規事業といたしまして標準準拠システム環境移行事業、脳ドック検診事業を計上しており、そのほかは実績を勘案して、所要額を計上いたしました。

次に、20ページをご覧ください。

後期高齢者保健事業特別会計では、令和7年度予算1億4,409万円で、前年度比4.5%、673万円の減額で実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、22ページをご覧ください。

介護保険事業特別会計では、令和7年度予算5億6,195万円、前年度比1.4%、792万円の増額でございます。週3日から週5日に拡充した配食サービス助成事業を計上しており、そのほかは実績を勘案して、所要額を計上いたしました。

次に、24ページをご覧ください。

総合保健福祉施設事業特別会計では、令和7年度予算4億4,968万円で、前年度比154.5%、2億7,297万円の増額となっておりますが、議会提案時の令和6年度当初予算と比較いたしますと、9.2%、3,800万円ほどの増額となります。本工事となります自律分散型エネルギー設備等導入事業を計上したほか、実績を勘案し所要額を計上いたしました。

次に、26ページをご覧ください。

国民健康保険病院事業会計では、収益的収入及び支出については、令和7年度予算9億4,098万円で、前年度比3.3%、3,065万円の増額を見込んでございます。

資本的収入及び支出では、令和7年度予算3億4,552万円で、前年度67.2%、2億3,210万円の増額で、その主な要因につきましては、本工事となります自立分散型エネルギー設備等導入事業を計上したためでございます。

なお、内部留保資金の令和7年度末残高見込額は、2億9,466万円を見込んでございます。  
また、職員の状況につきましては、27ページに記載のとおりでございます。

次に、28ページをご覧ください。

簡易水道事業会計では、収益的収入及び支出においては、令和7年度予算2億427万円でございます。

資本的収入及び支出では、令和7年度予算2億6,156万円であり、その主な工事等は、簡易水道施設更新事業や大和地区取水施設詳細設計業務などを計上してございます。

次に、29ページをご覧ください。

公共下水道事業会計では、収益的収入及び支出においては、令和7年度予算2億3,727万円あります。

資本的収入及び支出では、令和7年度予算2億341万円であり、その主な工事等は、公共下水道整備事業や下水道汚泥運搬業務などを計上しております。

最後に、31ページから49ページまでは、当初予算案に必要な臨時的・政策的経費財源内訳調べとして、特別会計を含めて整理してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、令和7年度各会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（勝木嘉則君） これで、町長の執行方針等の説明を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第14号から議案第22号までの9議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第22号までの9議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることに決しました。

ただいま、予算審査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長は本席により、予算審査特別委員会を3月10日の午前10時に開催いたしますので、議事堂に参集することを口頭で告知いたします。

よって、当日は、委員会条例第7条第2項の規定により、出席委員中の年長委員により、予算審査特別委員会における委員長等の互選をお願いいたします。

引き続き、議案の審議に戻ります。

### ◎議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（勝木嘉則君） 日程第5、議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由としましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に基づき、これまでの懲役刑、禁錮刑が拘禁刑に一本化されることを受けまして、関係条例について所要の改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、令和6年度分の条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、1ページでは、第1条として、豊浦町行政不服審査会条例、続いて、2ページでは、第2条として、豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例、続いて、3ページになりますが、第3条として、豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例、4ページにおきましては、第4条として、豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例、これら四つの条例を整理するものでございまして、改正内容としては、いずれも懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

議案書の2ページにお戻りください。

附則として、第1項において、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和7年6月1日となりますが、そこから施行する旨を規定しております。

また、第2項から第5項におきましては、経過措置をそれぞれ定めているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） これはこれとしていいのですが、実態として、拘禁刑の対象者は豊浦町にはいるのですか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 私の知る限りは、いらっしゃらないと認識しております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第24号 育児・介護休業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

## について

○議長（勝木嘉則君） 日程第6、議案第24号 育児・介護休業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第24号 育児・介護休業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

育児・介護休業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由ですが、育児・介護休業法等の一部を改正する法律に基づき、関係条例について所要の改正が必要であることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、令和6年度分条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の5ページをお開き願います。

まず、第1条として、職員の育児休業等に関する条例を改正するものです。

内容としましては、第19条第3項において、法改正に伴い、参照する条項が変更となったため、条文の整理を行っているものです。

次に、6ページになります。

第2条としまして、豊浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものです。

内容になりますが、第8条の2第2項において、現行条例では3歳に満たない子どもがいる職員が請求した場合は時間外勤務をさせてはならないという内容を、小学校に上がる前の子どもがいる場合ということまで引き上げる内容になっております。

また、第15条においては、文言の整理を行っているものです。

続いて、7ページ、8ページをお開きください。

第20条及び第21条を追加して、仕事と介護の両立支援制度を整備することとしているものです。

議案書の6ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 1点確認をさせていただきたいのですが、当該職員の意向を確認するために、面談、その他の措置を講じなければならないということです。この辺については、当該職員がそういう意向を上司なりに申請したということによろしいのではないかというのが私の捉え方ですが、面談とその他の措置を講じなければならないというのは、どのような趣旨に基づいて、そのようなことを今回の条例改正で上げなければならないのか、その辺を詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） こちらにつきましては、新条例の第20条、第21条のあたりのことと認識しておりますが、仕事と介護を両立するためということで、40歳になる職員に対して、あらかじめ、こういった制度があるところを周知するというのと、その制度によって介護休暇等を取りたいという申出が本人からございましたら、担当となります総務課が中心と

なりまして、例えば、親の介護が必要とか施設に通うというところで、毎週何曜日の何時から何時までは休みたいのだというところの調整や、業務に影響がないような感じなのかというところを調整して休暇制度を活用できるような体制を整えていくことを考えております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） こういうことがあれば積極的に対応しなければならないというのが国の制度なわけですよ。それを面談して、その課のいろいろな事情も鑑みて対応させていただきたいということであれば、これは自由に取れるということにならざるを得ないのではないですか。基本的には、申請をしたらどのようなことがあっても、そういうようなことを許可するという考え方で対応すべきではないか、国の法律もそういう指針に基づいて出しているものですから、町としても、そういうことの実事ですね。虚偽であれば別ですが、事実であるということが分れば、すべからず対応すべきではないかという考え方でおるのですけれども、いま一度、そのことについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 石澤議員がおっしゃるとおり、こういった制度に基づいて申請が出てきた場合は、基本的に休んでいただくというのが大原則かと考えております。それとプラスして、仕事に影響がないように調整するというところが総務課の役割かなと思っております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 今のことも含めて、実態として、そういう該当者はどんな見込みだと思っているのか、お尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 実態としまして、今回の条例では、育児休業とか介護休業というものの内容になっておりますが、介護については、実態というところはこれまでにないのですが、育児休業の部分休業的なもの、これは令和4年度あたりから実際に部分的にお休みをするという職員が2名ほどいらっしゃいますし、今後につきましても、この制度を活用したいという申出を実際に受けているところです。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 私は、この介護の関係の制度を使っております。民間の場合は、国のほうから助成ということで給付を受ける形になってはいますが、今、課長がおっしゃった申請手続、これは介護計画と言いますが、これは提出の義務があるわけです。そういった意味で、休む場合にそれを補うために会社として、もしくは、その組織としてどういった形にしていくなのか、時間帯とかの穴埋めですね。そういったことを計画として提出するわけです。そういった中で、国のほうから制度として助成を受けられるということになっております。

私は行政の助成の関係は分かりませんが、民間の場合はそういった制度があるということで、私も申請をしたことがありますのでよく理解をしています。そういった意味で、国の制度ですから、どんどん使っていけるような形で、ただし、人員を補っていくという部分でいろいろな体制が必要になってくると思いますので、そういった体制をしっかりと組んで、皆さんが有意義に働けるような体制を取っていただける、この事業に関して、私は賛成と考えてお

ります。

○議長（勝木嘉則君） 本来は反対討論からお聞きするのですが、今、先に賛成討論を言っただきました。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号 育児・介護休業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「議長、そのやり取りはない」と発言する者あり）

申し訳ないです。（何事か言う人あり）

分かりました。すみません。（何事か言う人あり）

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第25号 豊浦町課設置条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第7、議案第25号 豊浦町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第25号 豊浦町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

豊浦町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由としましては、限られた人員を有効に活用し、効果的、効率的な執行体制の構築を図るため、令和7年度の組織機構改正に取り組む必要があることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、令和6年度分の条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の9ページ、10ページをお開きください。

先に10ページになりますが、上から4行目、現行の政策財政課を企画財政課に名称を改めるものです。

続いて、9ページに戻りまして、総務課の事務分掌におきまして、企画財政課から総務課へ、表の左側になりますが、第10号、情報化に関すること、防災及び災害救助に関すること、公共交通に関すること、交通安全に関することを移管するものでございます。

再び10ページになりますが、企画財政課の事務分掌におきまして、表の左側、総務課から第9号の財産の取得、管理及び処分に関すること、それから、建設課から第10号、住環境づくりに関することをそれぞれ企画財政課に移管するものでございます。

議案書の10ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

### ◎議案第26号 豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第8、議案第26号 豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 議案第26号 豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、栄養士法の一部が改正されたため、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

別紙条例本文の朗読を省略し、別紙令和7年定例会3月会議（令和6年度分）資料の条例改正等新旧対照表の12ページをご覧ください。

第16条第1項第2号の規定について、栄養士法の一部改正により、令和7年度から管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける際に、栄養士の免許がなくとも受けることができることとなります。そのため、今後、栄養士の免許がない管理栄養士が誕生するケースがあることから、規定に管理栄養士の資格を追加するものでございます。

議案書の12ページにお戻りください。

附則として、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） こういう条例の改正と、今の豊浦町の家庭的保育事業というものが分からないので質疑をさせていただくが、平たく言うと、豊浦町の家庭的保育事業の設備及び運営に関する文言があって、それと12ページの管理栄養士の整合性というのは、実態も含めてお尋ね申し上げたい。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 今回の改正に関する家庭的保育事業所等は、豊浦町には該当する施設はございませんが、今回、栄養士の規定に管理栄養士の職種が追加することについて、管理栄養士を取得する際に、栄養士の資格を取らないと管理栄養士の資格が取れない形になってございまして、令和7年度から、栄養士の資格がなくても管理栄養士の資格が取れることになりまして、栄養士の資格がない管理栄養士がこの施設に就職された際にこの規定に該当しなくなるケースが出てくるので、今回、管理栄養士という部分を追加する形になったところでございます。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第27号 豊浦町簡易水道事業給水条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第9、議案第27号 豊浦町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第27号 豊浦町簡易水道事業給水条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

豊浦町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、水道の整備及び管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることを受け、本条例を改正するものでございます。

別紙の条例本文の朗読を省略し、別冊、令和7年定例会3月会議令和6年度分の新旧対照表の13ページをご覧ください。

先ほどもご説明いたしました、水道法の改正に伴う関係省庁の移管に伴いまして、第5条、第34条の第2項、第37条第1号の条文中ほどにございますが、現行では、厚生労働省令とありますのをそれぞれ国土交通省令に改めるほか、第34条第2項では、軽微な文言修正を行っております。

また、第43条では、現行では、厚生労働大臣とありますのを国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

議案書の14ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するもので

ございます。

説明は以上でございます。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 省庁が替わるということで、これを利用するときには厄介なことがあるのかないのか、中身はみんな同じで、替わるということだけなのか、そこをお尋ねします。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 今のご質問でございますが、関係省庁が替わったことで、特に害があるとか、何か変更があるということではないと理解しております。（何事か言う人あり）  
申し訳ございません。

現時点ですけれども、省庁が替わったことで、大きな変化があるとか、大きな違いがあるとか、そういうことではないと理解しております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第28号 町道路線変更について

○議長（勝木嘉則君） 日程第10、議案第28号 町道路線変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第28号 町道路線変更についてご説明をいたします。

議案書の15ページをご覧ください。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を次の表及び16ページの図面のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、本路線に接続する私道の寄附を受けましたことから、沿線住民の公共の福祉に寄与すべく、町道として維持管理するため、路線の変更を行う場合、道路法第10条第3項の規定により議会の議決が必要でありますことから、本議案を提出するものでございます。

変更する路線でございますが、路線名は改善センター前通り線です。

始点は中央公民館の前、前面から西側に直線でセイコーマートの裏と上がっていくところで、3路線を斜めに上がっていくところが終点となっております。

15ページ中段の変更する路線及び16ページに図面を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、今回の変更に伴い、改善センター前通り線は、これまでの268.20メートルから104メー

トル延長が延びまして、372.20メートルとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 分かっている人は分かっているのだろうけれども、お尋ねしたいのは、これは104メートルぐらいの増ですね。場所はセイコーマートの上と言っていたのだけれども、分かりやすく説明してください。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 全協のときにも路線名を言われても分からないという話だったので申し訳ないですが、16ページの図面をご覧くださいと思うのですが、実線の矢印ですね。ちょうど中央公民館の前から実線で書かれているところまでがこれまでの改善センター前通り線であったのですが、そこから現場に行きますと三差路になっているところがありまして、真ん中の斜め上に上がっていく道路を今後変更することによって終点が変わるというものです。

先ほどセイコーマートと言ったのは、裏側を走っている道路ということで、説明が拙かったのですけれども、そういうことでお話をさせていただきました。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第29号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第7号）について

◎議案第30号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎議案第31号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（勝木嘉則君） 日程第11、議案第29号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたしますが、日程第12、議案第30号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第31号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）についての補正予算案につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

沼舘副町長。

○副町長（沼舘靖展君） それでは、議案第29号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ2,017万9,000円を追加

し、総額を54億4,617万6,000円といたします。

また、議案書20ページの第3表、繰越明許費により、記載の事業につきまして翌年度に繰り越して執行するとともに、議案書21ページの第5表、地方債補正により地方債を変更いたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な事業についてご説明をいたします。

初めに歳出についてでございますが、総務費では、国の補正予算の成立により、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための財源が地方交付税で措置されたため、町債管理基金に積み立ていたします。

また、令和6年10月に執行しました豊浦町長選挙及び衆議院議員総選挙における執行残を減額いたします。

民生費では、福祉灯油給付事業について、認定世帯数が減少したことから、事業費を減額いたします。

また、児童手当支給事業、子育てのための施設等利用給付事業につきましても、受給対象児童、利用児童の減少に伴いまして、事業費を減額いたします。

衛生費では、がん検診や新型コロナワクチン予防接種等の委託事業などについて、受診者、接種者が減少したため、事業費を減額いたします。

新型コロナワクチン予防接種につきましては、国庫負担金の精算に伴い、返還が生じますので、併せて返還金を追加してございます。

また、し尿処理を委託してございます伊達終末処理場等の運営管理に係る負担金につきましても、し尿処理実績見込みに基づき、減額いたします。

農林水産業費では、鳥獣被害防止対策事業といたしまして、1戸につき50万円を15戸分予算計上してございましたが、これまでの事業継続により、電牧柵や防護ネット等の整備が進んでおり、1戸当たりの事業費が減少したため、事業費を減額いたします。

また、豊浦漁港において、北海道が実施しました水産物供給基盤機能保全事業では、係留施設の工事が減額となったことにより、当町の負担額も減少したことから、負担金を減額いたします。

土木費では、北海道から道道の除雪が委託されたことや、労務単価の増などにより、除雪委託料の不足が見込まれるため、かかる費用について増額いたします。

そのほか、認可外保育施設等利用料助成金などの所要額を増額するとともに、各事務事業における執行残を減額いたします。

また、特別会計の繰出金につきましては、所要額を増額及び減額いたします。

次に、歳入につきましては、歳出に係る財源調整といたしまして、地方交付税、国庫支出金及び道支出金、繰入金を増額するとともに、財産収入及び諸収入、町債を減額措置いたします。

次に、一般会計からの繰入れを伴う特別会計補正予算の概要をご説明いたします。

議案書の35ページをご覧ください。

議案第30号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ1,028万6,000円を追加し、総額を5億8,178万3,000円といたします。

補正の目的ですが、歳出では、一般被保険者療養給付金に係る医療費及び移送費支出額に不足が見込まれるため、増額をするものでございます。

また、豊浦町国民健康保険病院における医療機器更新事業の補助採択により、国庫補助金を財源として繰出金を増額いたします。

歳入につきましては、財源調整としまして、道支出金を増額措置いたします。

次に、議案書の43ページをご覧ください。

議案第31号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ219万4,000円を減額し、総額を4億1,075万7,000円といたします。

補正の目的ですが、歳出では、電気使用料の増により、所要経費を増額するほか、時間外勤務手当及び寝具借上料に減が見込まれるため、所定の経費を減額するものでございます。

歳入につきましては、介護サービスの稼働実績の見込みにより、各サービス収入を減額し、各サービス収入の財源補填としまして繰入金を増額するものでございます。

以上、議案第29号から第31号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

先ほど説明が終わりましたので、初めに議案第29号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第7号）についての質疑があれば許します。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 議案書の28ページになります。

福祉灯油給付事業の件についてですが、減額ということで230万円が計上されております。ただ、約230万円となると結構な金額かと思えます。単純に割り算をすると、100人以上の方が福祉灯油の申請から外れたというふうになるのかなと思いつつこれをみておりました。

そういった中で、町民からよく聞くのは、前年度はもらったのだけれども、今年度は対象にならなかったという方が結構おりました。230万円ですから、やはり100人以上になるのだろうと見ていますので、その方々が対象にならなかったのだろうなどは想像して話をしていますけれども、この基準の変更があってそうなったのか、単純に人数的に対象がいなかったのか、その辺をお尋ねしたいと思えます。

○議長（勝木嘉則君） 武石総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（武石 修君） ただいまのご質問でございますが、詳細につきましては概要書の7ページに記載させていただいております。

当初は340世帯を見込んでおったところですが、230世帯ということで、110世帯の減ということでございます。この要因につきましては、当初は、今回支給対象としています高齢者、ひとり親、重度心身障がい者の世帯を対象にしているところですが、予算編成時においては、その世帯の課税状況等をまだ把握できていないということもございまして、その分を見込んで計上していたところですが、その後、申請を受けた際に、その世帯が課税世帯であったり、当初名簿にはあるのですが、施設入所であったり、お亡くなりになったりという自然減の分などがありまして、110世帯が減ったということです。

なお、基準等については、昨年度と変更は特にございません。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） 私は、何人かから相談を受けていまして、前年と変わらないというお話がほとんどだったのですね。今お話の課税世帯、恐らく、その家族のものとか、そういったことがいろいろな形で含まれてきたのかなということで想像いたします。

100人以上の方が対象漏れとなったわけですから、文言としては福祉ということになっておりますが、それと同時に、物価高騰対策ということもあったと思いながら、去年の場合は物価が一気に上がってきたということもありましたので、そういったことも配慮しながらこういった予算組みをされたのかなと私は思っていました。

言うなれば非課税世帯、低所得者と言えはいいのでしょうか、そういった方を対象、もしくは高齢者ということであれば、もう少し柔軟に対応できなかったのかなと思います。あくまでもこの規格でいくというのはやむを得ないと思いますけれども、もう少し柔軟な対応がなかったのかどうか、例えば、今後において検討していく余地があるのかどうか、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 武石総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（武石 修君） 今、大高議員がおっしゃったように、どなたかということとは言えませんが、家族の中で課税の方がいらっしゃるとか、住民票上は分けているけれども、実際は一緒に住んでいるということで却下になった方も数名いらっしゃるということは事実です。

ただ、議員がおっしゃったように、福祉ということで、ある程度のものは必要かなと思います。今回の物価高騰もあります。今回の福祉灯油につきましては、冬の灯油代の一部の助成ですという名目でやっておりますので、物価高騰とはまた一味が違うのかなというところもございいます。

今後、ある程度柔軟にということもありますが、先ほどの課税世帯というところに関しましては、ほかの方との公平公正という面もございいますので、その辺については基準は従来どおりかなと考えております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 衛生費の予防費の関係で減額のところが非常に多いのですけれども、特にがん検診について、当初は2,365名を見込んでいたのが1,864名ということで、予定者が500名減ったということで減額としてこの金額が出てきています。当初見込んでいた人数から500人ぐらい減った要因は、町としてはどういう捉え方をしているのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 武石総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（武石 修君） がん検診等の受診者が500人ほど今回は低くなったということで減額補正させていただいております。

各種がん検診ということで、概要書の17ページの積算の基礎にも記載してあるのですが、検診で12事業、母子で2事業、予防接種で4事業ということで、検査項目等を細分化するとかなり多くなってしまいますので、こういうふうに丸めさせていただいております。

要因としまして、今回、当初見込んでいたものから大きく減ったものは特定健診です。詳細まではこちらに記載しておりませんが、特定健診は、当初予算上は270名を見込んでおったところを、199名、差し引き71名の方が当初予算を見込んでいたものより少なかったということがござ

ございます。各事業の中では一番大きく予算から減ってしまったというものになります。

その次を見ますと、肺がん検診です。485名で予算計上していたものが418名で、差し引き67名の減ということです。こちらに関しましては、周知も含めての受診勧奨がちょっと足りなかったのかなというのが正直なところでございます。

昨日、保健推進員の会議等もございまして、令和6年度におきましては、保健推進員の皆様のお力をお借りして受診勧奨等は行っていたところですが、結果的にはこういったところの数字が減ってしまっております。

次年度に向けましては、同じように保健推進員さんの力をお借りしたり、広報周知等に力を入れたいと考えてございます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） どういう原因であったのか、私もデータは持っていないので想定で話をさせてもらうのですけれども、一つは肺がんの関係です。

この間、洞爺湖町で新日鉄の肺がんの名医の講習を受けさせていただいたのですが、その中で、豊浦町に肺がんの患者が多く、二十数名ということ講習会の中で言われたのです。増えている感じの話を先生がしたものですから、この予防について国保連合会でKDBシステムがあって、それぞれ病院にかかったらどういうことだというデータは行政で持っているのではないかと思うのです。ですから、押しなべて予防ということも必要ですけれども、やはり重点的に、肺がんだけでなく、胃がんについても豊浦町は多いような話を聞かされているのです。また、豊浦の住民からも、私は何々がんにかかったという話もあって、基本的には検診を受けていないのです。状況が悪くて病院にかかって検査をしたらがんだと分ったということではないのかと思います。

これはあくまでも私の推測ですけれども、令和7年度からについては、がんのものを中心にした中で、検診について住民に広く伝える考え方を持って受けてくださいということをやっていく必要性があります。

こういう結果を見て、かかる人が少なければいいのですが、逆に増えているということ町としても受け止めて、そういうことにならないように、その先生も言うのだよ、肺がんは早期発見が一番なのですよという話をされているのです。

次年度に向けてはそういう対応をしていかなければならないと思うし、コロナの予防接種も減っているのです。私は定期的に病院に行っていますが、2月に行ったら、風邪と同時にコロナにかかっている患者が増えているということでした。予防接種を受けないという人もいるだろうし、忘れて受けないという方もいると思いますが、そんなところを注意して次年度に向けて対応していくということが大事ではないかと思っております。何でもいから、できるだけ早期に発見すれば、国保税なり、介護保険料なり、高額医療も含めて医療費がかからないのですから、その辺を考えていかなければならないし、令和6年度の当初に見込んだことについて、どういふことで人数を見込むかといっても、前年度の実績を見てやっておられると思うのですが、国保連合のシステムをちゃんと理解して、保健推進員のこと大事けれども、保健師もいるわけです。保健師は情報を一番持っているのではないかと私は考えているので、そういうことにならないように早期発見をしていくということも考えていかなければならないと思っています。

その辺は予算的なこともあって、現場はなかなか大変なことだと思うのですけれども、その辺について、いま一度、皆さんと知恵を出し合って、どうすれば受診が増えるのかということも含めて、いま一度、この機会に考えていただけないかということも含めて質問をしているのです。今は財政的に厳しいから難しいことなのか、それよりも、医療費が上がるが大変で

あることは事実ですから、その辺をどういふふうに対応するか。

来週になったら来年度の予算になってくるので、またそこで私も質問しなければならないのですけれども、取りあえず、この計算として受け止めなければならないことに、何で受診が少なくなったのか。総合健診もそうですね。なぜなのかということをつまえて対応していかなければならないと思います。単に受ける人が少なかったというだけでは済まされることではないと考えるものですから、何で受けられなかったかという原因もちゃんと理解をして対応していくような仕組みづくりをしていかなければならないと思います。

当然、中期的なのがありますよね。1年間の中で分かることだから、もう半年過ぎてからでは少ないな、では、どうするのかということも内部の中で検討されているのか。先ほど保健推進委員という名前も出たけれども、その人だけに任すのではなくて、やまびこなり、そこに関わる人たちの知恵を合わせながら対応するという状況を考えていかなければならないと思います。

その辺のことも含めて、健診が少なくなった原因は何なのか、いま一度、答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 武石総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（武石 修君） まず、健診受診者数が減った要因につきまして、詳しい研究までは至っていないのですが、令和7年度の各検診機関のスケジュール等も決まっていますので、例えば、時間帯や日にちの設定等を変えることによって受診者数が増加するというのであれば、当然、そういった検討が必要かと思えます。ただ、今言ったように、令和7年度はスケジュールが既に決まっているということもありますので、7年度中にその辺を改めて精査して、日程等の変更、時間帯の変更が必要であれば、対応できるものはしたいと考えます。

議員から肺がんが多いというお話がありましたが、健康とようら21のアンケートを取った際に、まさに議員がおっしゃるとおり、他市町に比べて豊浦町の肺がん罹患率が高いという結果も出ました。当然、たばこなどが要因になってくるのですが、高いことはアンケートからも分かっています。

先ほど、コロナの予防接種の話もありましたけれども、予防接種、特定健診、肺がん検診、ほかの健診を含めて、どういった形がいいのかという検討と併せて、まずは広報にやまびこニュースという欄も設けていますので、広報を使った周知や、がんにかかった際のリスクも含めて周知ができればいいのかなと考えております。

まとめになりますけれども、日程等を含めて、どういった形がいいのか、令和7年度中に改めて検討したいと考えております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今まで健診を受けた人も含めてアンケート調査ぐらいはしていただきたいです。なぜ受けてもらえないのか、アンケート調査にその項目があれば、丸をつけるか、言葉で言うかが出てくると思うのです。

一番は、アンケート調査をしなければ状況はつぶさに分からないのではないかとというのが私の捉え方なのです。

ですから、アンケート調査を定期的に行って、それを見てどう改善していくか、新しい要望もそうです。新しく取り入れなければならないものも出てくるのではないかと。

それには予算がかかるのだけれども、アンケート調査ぐらいはやるということが必要ではないかと私は考えているのです。それによって、きちんとしたデータが取れると思うし、それに

通じて予算要求もできるのではないかと考えるのですけれども、次年度に向けて、来週からの予算審議の中でも出てくるのだけれども、もう一度、考え方だけでも結構ですので、ご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 武石総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（武石 修君） ご意見をありがとうございます。

確かに、アンケートをすることによって意見等は広く周知できるかと思います。特に、特定健診につきましては、町民課も国保ということで大きく関わっておりますし、主管課ということもあります。

今、町民課とL o G oフォームという、アンケートができるような機能を持ったものがございますので、そういったものをうまく活用できれば、議員からご提案があったようなアンケートも可能になると考えております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 概要書の3ページです。

廃棄物の関係ですが、今回、売払いの関係でうまくいかなかったということで、950万円ほど減額を見ております。

ハザカの関係も、今年度、増築の関係の事業が終わって、受入れも少しずつ拡大してくるのかなと私は思います。しかしながら、ハザカの関係の雑物はどんどん増えてくるのだろうと思います。

そういった中で、肥料の海の恵み、肥料の関係ですね、なかなか販売のほうで滞っているということで、このままでは肥料の堆積にも限界がありますので、あふれてくるだろうと私は想像いたします。そういった中で、また以前のようなことにならないようにきちんと考えていかなければならないだろうと思います。

そういった中で、協議会のほうでも私がお話しさせていただきましたが、例えば、山の森林伐採がありますね。今、ちょうど伐採時期で、樹齢60年ぐらいのものが切られているのだろうと思いますが、主に針葉樹、カラマツ、トドマツ、そのあたりが主流だろうと思います。

そういった中で、カラマツ、トドマツに関しましては、針葉樹ということで、広葉樹と違って腐葉土にはならないのです。そういう意味で、新たにカラマツもしくはトドマツを植樹していくのでしょうかけれども、堆肥が不足していくのではないかと私は想像いたします。

そういった意味で、ハザカプラントの海の恵み、例えば、森林環境税、いろいろと目的に合わせた税収がありますので、そういった森林づくりに使っていけないものなのかと考えていました。海の恵みを使うことによって、分かりやすく言うと、あふれることなく計画的に使っていけるのではないかと、もしくは、山を守るためにも、堆肥的なものを山、海に使うことによって森林がすくすく育っていくといった一石二鳥を考えられないのかと思っておりますが、そういったお考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 先日の全員協議会の際にも大高議員からそういう提案をいただきました。その後、山林ですので農林課サイドになるのですが、そちらの担当と話して見たのですが、なかなか前向きな感じではなかったのです。今後どういうふうにしていいのか、私どもも悩ましいところがあるので、山林も含め、そのほかにもいろいろな使い方ができるかなとも思っておりますので、再度、関係部署とも相談をさせてもらいながら進めたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 補正予算概要書の10ページの認可外保育施設料等の助成金の支給事業ということで、これは増えているということで、これに関連してお聞きしたいと思います。

今、国も、誰もが保育にかけられる、法律的に共働きでなくても保育にかけられるというのですけれども、豊浦町のゼロ歳から2歳までが大岸保育所に行ったら、いや、受け入れられません、また、豊浦にも話をしたら、受け入れられませんと言われたような話を耳にしているのです。認可外の保育所がそれに対応しているかどうかは分からないのですけれども、認可外の保育所があることによって、町なり、今、民間でやっている保育所で受けられない人を受けている人もいるのかなと想像しながら、その辺のところについて、認可外の保育所が一生懸命やっているということをつまえて、今日の町長の執行方針にもあって、大岸保育所の問題も提案されてきてはいるのだけれども、そういうようなところも含めて、ここで増えたという要因は当然あると思うので、その辺のところも一つご説明をいただきながら、今、私が質問したことも含めて、もし情報としてあればご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） まず、誰でも保育の関係でございます。

国のほうでは、令和8年4月から全国的に開始されるところです。現状、誰でも保育は一時預かりというくくりになるのですが、現状、一時預かりの事業を行っているのは大岸保育所のみです。大岸保育所に関しては、受入れできるのが1歳児からになりますので、現状、ゼロ歳児の受入れはできない状況にあります。

令和8年4月からは、認定こども園青空さんの子育て支援センターのほうで対応可能というお話を伺っておりますので、令和8年4月からは、認定こども園青空さんでゼロ歳の方は一応受入れが可能な状況で、今、調整を進めているところです。

現状、一時預かりでゼロ歳児の方につきましては、受入れ先がないというところで、認可外保育施設を利用されている方、また、ゼロ歳児の受入れが認定こども園青空さんだけでして、定員が3名ですので、年度途中で職場復帰される際に受入れ先がない場合においては、認可外保育施設で受入れをしていただいているので、今回、このような形で当初予算から利用人数が増えた状況になっております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今の説明を受けて、認可外の保育所でも受け入れるのは大変ではないかと推測するのです。私も、認可外の保育所で保育士の免許を持っている人が何人いるか分からないけれども、豊浦町で大岸の保育所も民間保育所も受け入れてくれないということで認可外の保育所に行って、受け入れることは難しいのだけれども、無理を言って何とか受けてもらっているのではないかと想像しています。

だから、もう先取りして、国は令和8年度からと言っていて、間違いなくやることなのだから、豊浦で子育てとあって、そういう方が来て子どもを1人でも2人でも増やすようなことを豊浦町は考えているはずなのに、受け入れられるところはありません、今、これ以上は受け入れられません、ただ断ればいいということではないということを私は言いたいのです。そういう人がいる保護者に対して、町としてどのようにカバーをするのか、ただ受け入れられないからすみませんで済むことではないというのが私の受け止め方です。

行政なのだから、どうすれば受入れが可能になるということも当然考えて進めていかなければならない事業だと思うのです。

子ども・子育てで、令和8年度に向けて課ができるけれども、保育ということに対しての捉え方も考えていただきたいのです。今回の町長の執行方針に保育という言葉がなかったと思うけれども、私は大事なことはないかと思うのです。その辺の対応を行政としてどう捉まえて考えて、そして、認可外の保育所だってそれなりの経費はかかっているはずで、多分、足りないところはどこからか支援をしてもらっていると想定するものだから、その辺のところも行政としてちゃんと支援をするべく体制をつくってやっていくというのが行政の仕事ではないかと考えています。

そのことも含めて、所管の課だけではなくて、町長、副町長も入れて、財政課を入れて、その辺のところをいま一度話し合って、どうすればいいのかということ、来週から予算審査が始まるまでに、所管のところに来るまでに話し合いをして結論をいただけるようなことを考えていただけるのか、考えていただけないのか、いま一度、ご答弁をいただきたいです。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 本来であれば、議員がおっしゃるとおり、もっと前からこういうことは考えていかなければならなかったと思っております。

当然、現場もありますので、執行方針にも書かせていただきましたけれども、令和7年度に、いろいろな部分の状況把握といいますか、当然、人数の把握も必要だろうし、ゼロ歳児からという声も聞いておりますので、その辺も含めて対応ができるように考えていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 何点か伺ひます。

一つは、概要書の2ページです。農林係か、立木売払収入が500万円の減額で、補正の目的、事業内容をここに全部書いて、上っ面はおおむね分かるのだけれども、これが本当の実態なのか、うまく作文を書いたのではないかという思いもあって、お尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） ご質問にお答えします。

現在、木材の価格が低迷しております。低迷している背景には、今、いろいろな物価が高騰して住宅を建てる人が少なくなってきた、木材が使われない状況が起こっており、そのために木材の価格が全体的に下がっているという認識でいます。

実際に木材価格が下がっている、木材を売ろうとしたときに、前年比で何割という形で、今売ると予定どおりの収入が得られないので、先送りして来年度に売りたいということでした。

これは、豊浦町だけではなくて、国有林、道有林、森林組合の意見でも、今は売らないほうがいいということで、来年度に向けて売っていききたいということで、売る事業を1年先送りしたいということです。よって、この部分を減額するという背景でございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） それについては受け止めておきましょう。いろいろと確認したいこともあります、信じておきましょう。期待をしていますので、令和8年度は倍に売れるかな。

受け止めておくと言ったけれども、令和8年度はどのぐらいを見込んでいましたか。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 現在も民有林新聞とかいろいろな記事を見ていますけれども、今のところ、回復の兆しがないようです。景気がよくなって木材がどんどん使われるような仕組みですね。木材は、自動車を輸入するときの部品の材料の梱包材とか、いろいろなものにも使

われると聞いています。

とにかく、日本の中で木材がたくさん使われるような状況ができないと木材価格も上がっていかないかなということ、特に幾らになったら売るという基準はないようですが、例えば、国有林の売払いをするしないというのは、地方としても判断材料にしていきたいと思っています。

来年度に延ばしたからといって高く売れるという保証は今のところないと思っています。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） それから、6ページの予算概要をここで聞いておきましょう。

当初の目的から補正の目的、そして、事業内容も分かりますが、この金額は、令和7年度、令和8年度、一部を償還するための基金の積立てに要する経費、決定したところから所要の経費を増額補正するものということで、私の認識不足かもしれませんが、この金額を令和7年、令和8年に割り振りして、この部分をオンして償還にするという解釈でいいのか、そのところをお聞きしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 本所政策財政課長。

○政策財政課長（本所 淳君） 町債管理基金の積み立てでございます。

1,314万5,000円ですが、この金額は普通交付税で、歳入のほうでも補正させていただいておりますけれども、国から普通交付税の追加交付がございまして、これを令和7年度、令和8年度に償還する臨時財政対策債の財源の一部にということで、本来であれば、令和7年度、8年度に交付税で来るものが、国の税収が伸びたため、前倒しをして6年度に交付します、については、各自治体で町債管理基金等に積んで、令和7年度、8年度の臨時財政対策債の償還の一部に充ててくださいということで、今回、積立ての補正をさせていただくということでございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 了解しました。

それから、26ページ、27ページですが、前の協議会でおおむね説明はされていて、目的も内容もみんな分かるのですが、何日か前に令和6年度に関するもので、令和7年の1月、2月、3月だったか、概略金額で説明されて、詳細に2月、3月の内訳がありましたね。内訳をくれたものを今日は持ってきていなかったのだけれども、2月、3月の見込みの除雪費だけをお尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 先だってお配りしております3月会議の説明資料の中で除雪委託業務の補正額についてお配りしておりますけれども、2月の見込みを1,460万9,590円、3月の見込みを500万9,001円としております。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 3月といっても、まだもうちょっとあるだろうし、どうなるかも分かりません。私が思っているのは、これ以上の追加補正にはならないと思っているわけです。原課もそう感じていると思いますが、舗装や除雪だけではなくて、凸凹なところがあったり、歩道でもちょっと欠損があつてみたり、そういうところがあるので、その辺をこの費用であるのが適正かどうかは別問題として、冬期間に損傷したところ、その他もろもろ、ちゃんとパトロールをして、少しは走行がしやすい、歩行がしやすいような対応をすべきだと思うのです。

これは、町長でも結構ですし、課長でも結構ですが、そういう対応をしていただけますね、お尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 今日はちょっと雪が降っていますが、全体的には雪の少ない状態です。そんな中で、今、議員からあったように、舗装などに凸凹があります。

これについては、もちろん損傷があれば、それぞれ工区を受け持っている業者さん、例えば、直営であれば、直営で修繕をしていくというのが原則です。現在、実際にそういうことがありましたら、即座に現場確認をしまして、その上で対応をしているというのが現状でして、今後もちろんそういったところを見受けましたら、適宜、対応をしていくというのが我々の取組であるかなと思いますし、除雪費の中でというお話もございましたが、当然、除雪の中でそういったことが起これば、当然、その中でも使うところはあると思いますが、こういった状況で起こったかというのは、また見てみて、ケース・バイ・ケースだと思いますので、今、議員からのご指摘もあったとおり、そのようなこともあれば対応をしていきたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） それについても受け止めておきます。

それから、今度は、概要の23ページの約600万円の減額、これも当初の目的から補正の目的も事業内容も全て把握をしています。ただ、これは事業主体ということで、農協さんに窓口になってもらってしていると思うのだけれども、当初の鳥獣被害の関係でちょっと取り組んだこともあって、この補正の目的、それから、補正の内容も同類ですが、電牧柵の関係です。

平たく言うと、被害防止対策にどの程度貢献をしているのか、そして、畑の作物などは電牧柵をつければ害はないのか、それから、私にすれば大した金額ではないけれども、その実態も含めてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 鳥獣害の関係で、主にエゾシカの被害から守ろうということで電牧柵が役立っていると思っています。幾らの被害を守られたというのを検証するのがすごく難しいのですが、鹿自体は、対策をしていないほうにしているほうにと流れていくそうです。

侵入防止対策としてこれをやっています、これのほかに個体数を調整するために捕獲もしているのですが、捕獲頭数は確実に減っております。今、資料はありませんが、たしか令和5年度では三百数頭だったのですけれども、今回、それから100頭ぐらい減っているということで、鹿自体が豊浦からいなくなったと言ったら何ですが、よそのところに移動しているのかなという感じがあります。

被害額がどれぐらい守られたかというのは検証のしようがないといえますか、北海道全体では減ったとは言えないのでしょうかけれども、豊浦町に現れる鹿としては減っているのではないかということです。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） ここにあるように、未整備エリアが減少してきたことにより、計画変更などにより、1頭当たりの事業額が減少した、それで減額補正をしているのだけれども、こちら辺も平たくでいいからお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 今回の補正額の執行残、減額の要因でございます。

この事業開始当初は、未整備のゼロの状態から始まったので、これは人気の事業ということで、皆さんに非常に活用していただいて、おかげさまで電牧柵も大分行き渡ったのかなと考えております。私たちは充足していると認識しておりまして、予算は、当初から1,500万円の事業費に対して750万円をずっとキープしてきましたが、今、需要が減ってきているのかなというこ

とで、今回は減額しますし、来年度の予算もここまでは使われまいだろうという想定で考えている状況です。

また、補助制度といいましても、半分は手出しをするものですから、ご本人たちも手出しをしなければならないので、その辺は計画的になさっているということで、皆さん全員が満額を使うという想定の下に組んでいますから、そこに至っていないというのが減額の理由でございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 多分、結構整備されて、いつまたどのような被害があるかは別問題として、そういうことなのだろうと思います。いろいろな考え方の人もいるわけだろうし、それと同時に、あまり意味がないのかなと、そんなふうに思ってお尋ねしました。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 関連ですが、概要書の23ページです。

鳥獣対策の関係ですが、鳥獣対策は農業者だけではないと思っております。

というのは、他町のことでありますが、虻田の火葬場の跡地に鹿が毎度のように、ここ数日間、10頭ぐらいたむろしているのかなと思って見えています。他町とはいえ、我々豊浦町民は頻繁に通っている町ですから、いつ10頭が群れになって飛び出してくるのか、心配しながら運転していたところもあります。

農業者だけではないと私は思っておりますけれども、これは虻田町に言えばいいのか、国に言えばいいのか分かりませんが、鳥獣対策をしっかりとしていかないと、変なところで被害が出てくるのかなという思いで見えていました。できれば、あそこに電牧柵をだ一つとやってほしいぐらいですけれども、他町のことですからなかなかできないと思います。

これは何かいい方法はありますか、お尋ねします。

○議長（勝木嘉則君） 予算ではないので取り上げないですけれども、参考意見としてお願いします。

井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 私の出番としては、農作物の被害を防止するという観点でありまして、また、鹿というのは、農作物以外にもいろいろな悪さをするといいですか、道路管理者の範疇というところもありますので、農林課として一手にお受けできる質問の内容ではなかったものですから、関係各位と連携を取りながらというところだと思います。

そして、国道でしたら国道のことでしょうし、町道に現れるのであれば、町道のことだろうと思っておりますので、こういった質問があったということは踏まえておきたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） もう一点は、27ページの除雪の関係です。

除雪の関係で、見込みということで費用が載っております。私が国道を走っていて気になるのは融雪剤の関係です。ここ数日、融雪剤が随分とばらまかれているなど感じて見ておりました。かなり大きな粒で、あられぐらいあるのかなと思って見えています。基本的には、夜間、今は山の雪解けが始まっていますので、深夜に凍結するということではばらまかれているのだろうと見ていますが、特にカーブとかトンネル内が多く見受けられます。

融雪剤の関係ですが、除雪費用の中にそういったものが入っているのか、もし入っているのであればいかほどかかっているのか、その辺をお尋ねしたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 今、融雪剤のご質問でございました。

町道においても、危険区域においては融雪剤をまくこともございます。

それで、今回の補正予算ですけれども、委託料ということで、基本的には、今、お願いしている事業者が数者いまして、そちらにお支払いする経費を補正させていただいておりますが、それとは別に、道路管理ということで、議員がおっしゃられたような融雪剤も含め、砂とか小さな石のようなものもまきながら、なるべく町民の方々にご不便がないような形で対処しております。

今、我々が融雪剤を購入するというような経費は見えていないところです。

○議長（勝木嘉則君） 先ほど言われたとおり、どのくらいかかりますかということに関しては、分からないといえますか、資料がないということですか。どういうふうに答えていただけますか。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 今、手元に融雪剤の資料を持ってきておりませんので、また後ほどということでご了解をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 特会のほうですと言ったのだけれども、一般会計のほうがいいなど、予算書の令和6年度分の32ページの繰出金で質疑をしておいたほうが望ましいと思ったので、申し上げます。

今回は、令和6年度見込み違いの減額補正が結構ありまして、増もあるのですが、追加の金額はさほどでもないのですが、いろいろな見込み違いもあったのだらうと思います。

それから、今日、町長の執行方針と教育長の話も聞きました。そして、このやり取りを見てみると、まだワンチームになり切っていないのではないかという思いもありますが、明日、私の出番がありますので、先に申し上げておくと同時に、一千五百数十万円の根っこだけをお尋ねしておきましょう。

特会の資料で見ると、いろいろと増になっているのは分かるのですが、お尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 阪下総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（阪下克哉君） お答えいたします。

まず、歳入の減というところが背景としてあります。

後ほどの資料にも出てまいりますけれども、やまびこで行っている介護サービス、訪問介護、通所介護、介護老人保健施設、それぞれ全てで当初見込みよりも収入が減になっているというところが最も大きな背景になっております。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 毎年、様々な事情でいつも繰り出しをしているのは分かっているのだけれども、この場のほうがいいのかと思ったということです。

町長の執行方針に、あるいは所信表明でも見直していきたい、それはそれで結構でしょう。ご自由に見直してくれればいいし、検討もしてくれればいいですが、その収入源というのは要因があると思うのです。

去年も、春にボタンの掛け違いでデイサービスとか、いろいろなアクシデントみたいなことがあったよね。嫌な思いをした経緯もあるけれども、政策でも何でもないので。これをぱっと見て、あなたたちがお金を出すわけではない、これもみんな血税で繰返し繰返ししてきていることなのだけれども、PDCAで検証をいつもしていると思うのだけれども、プラスに

なるのではなくて、一つ、二つ、三つぐらいのP D C Aで、思いがあるはずだと思うのです。そののところだけを最後にお尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 阪下総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（阪下克哉君） ご質問をありがとうございます。

まず、需要をどうつかんでいくかということに尽きると思います。

先ほど申し上げた三つの介護事業のうち、訪問介護等デイサービス、通所介護の二つの事業については、原則、町内が営業エリアになってございますので、おのずと需要は町内がマックスになる部分があります。

一方で、介護老人保健施設においては広域型のサービスとして、町外からの利用も今まで推進してございますので、まず、営業活動を通じて広域型で運営している老健については、一人でも多くの方の利用を推進していきたいと考えてございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） その中で対応する関係者ですね。簡単に言えば、介護をする人とか、医療に従事するとか、それは現在も充足されているのですね。

○議長（勝木嘉則君） 阪下総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（阪下克哉君） 老健においては、稼働が落ち込み、収入がちょっと落ち込んでいるところもあって、一昔前に比べると、人員的には2人ぐらい減じています。ただ、それでサービス自体が滞っているわけではなくて、サービス提供は安定的にされていると認識してございます。

一方で、デイサービスについては、働いている職員の高齢化という問題もございまして。今後、職員の確保をいかに図っていくかということも我々としては課題かと認識してございます。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第30号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第31号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 48ページに、繰入金で一千五百数十万円の増の分がありますね。

さっきも申し上げたように、数字が関連するかもしれませんが、先ほど質疑、議論をしておおむね把握はしているのです。需要の減というか、あの手、この手で工夫してやっているのだろうけれどもね。

平たく言うと、令和7年度は別問題として、50ページにある歳出で、100万円の寝具借上料がありますが、これも見込み違いですか。実態としては、需要がなくなって剰余金が出たというのか、支出がなくなったというのか、寝具借上料100万円の中身をお尋ねします。

○議長（勝木嘉則君） 阪下総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（阪下克哉君） お答えします。

概要書の31ページの補正の目的の部分に寝具と書いてありますけれども、これは主にタオル類を指します。もともと事業所でタオル類、石けん類も含めて一式を日用品として用意していましたが、民間の日用品の提供サービスを導入するという運びになりましたので、直接調達していたものが不要になったことによる減ということです。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） ホームヘルパーの関係でお聞かせいただきたいです。

去年、国の政策でホームヘルパー事業が減になったということで、ホームヘルパーをやっている民間企業は大変で、閉めなければならないと言われていたところもあるわけです。

ホームヘルパーは身体介護と生活介護がございまして、当然、時間でお金を払わなければならないということもあって、30分刻みとか1時間とかあるのですけれども、特に豊浦町の場合は、身体介護が多いのか、生活介護、買物も含めて、料理をつくったり、掃除をしたりというものが多く、それと同時に、金銭的なものが関わってくるものですから、1割でいいのか、3割でいいのかも含めて、介護認定の割合によって出す金額も違ってくるものだから、その辺が増えたから頼めないのだ、本当は1週間に3回来てもらいたいものだけれども、2回、1回でということも考えられるのかなということも含めて、その辺の実態も含めて、豊浦町ではどのような現状になっているのかと同時に、介護認定をされた要支援1・2については減っているという報告は受けていなくて、逆に増えているということになれば、独居老人も増えていると。

先ほど言ったように、町内という捉え方ですけれども、その辺についても、礼文とか山だとかという方がいけば行って、帰ってくるまでに時間もかかるということも含めて、ホームヘルパーを増やしていくとか、それは財政的なことも関わるけれども、豊浦のお年寄りを大切に、状況に応じて臨機応変に、年寄りに寄り添ったことをしていくことが大事ではないかと考えているのです。収入が減った原因が、私が言ったように、お金が少し上がったから利用するのを減らさないと駄目という捉え方なのか、今まで固定されていた方が受けなくなったのかも含めて、ホームヘルパーについてはそこを聞きたいです。

それから、デイサービスについても、去年の3月、2月でいろいろと問題が発生して、その後の対応についても、中の職員の受ける側の人の好き嫌いもあるのですよね。そういうことが

なければいいのですけれども、もしあったとすれば、町としてどういう対応をしていけばということになってくると思うのです。

デイサービスについては、要支援1の人が2や3にならないようにしていくし、当然、入浴サービスもあるのだから、当然、ある程度のお金を出せる人は利用してもらわなければならないのだけれども、相対的に人数は要るのではないかと思うものだから、行政として、その辺の取り組み方も含めて、課題なり、財政的なことも含めて、今、人の問題もあったのですけれども、その辺のところも含めて、ここの前で話せといってもあれなのだけれども、前回の全員協議会を欠席したのだから、本来であればそこで質問をすればよかったのだけれども、この本会議場で質問をすることになって申し訳ないのですけれども、私の質問の意を酌んでいただいて、分かる範囲で説明をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 阪下総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（阪下克哉君） ご質問をありがとうございます。

まず、訪問介護の中の議員がご指摘のとおり、大きく分けて要介護1以上のご利用者さんに対するサービスというのは2通りあります。身体介護と、生活援助、身体介護は、読んで字のごとく、体に触れて行う入浴などの介助が主になります。生活援助は、買物の代行であったり、調理というような、体に基本的に触らないサービスを指します。通院乗降介助という移送サービスのようなサービスももう一つの類型としてはあります。

身体介護と生活援助の割合については、今、手元に正確な数字はありませんけれども、レセプトをやっている担当者の肌感覚としては、7対3、もしくは6対4ぐらいの割合で生活援助の利用者が多い現状にあります。

実際の訪問介護の利用の状況ですけれども、令和6年4月の時点で、これは実利用者数ですけれども、訪問介護は36人でスタートしましたが、現在に至るまで、新規利用が17名です。内訳として、要介護の方が10人、要支援の方が7人いらっしゃいます。ただ、令和7年1月の実利用として27人ですから、36人から27人に減っているのです。これだけ新規がいる中で減っているということは、自然減というところもあろうかと思えます。

続いて、通所介護においては、令和6年4月スタートの時点で、実利用13人でスタートしてから現在に至るまで、新規のご利用者が9人来ています。内訳としては、要介護の方が3人、要支援の方が6人の計9人です。

令和6年4月に13人でスタートしたところは、令和7年1月時点で実利用17名ということで、ここは4人ぐらい増加しています。ただ、傾向としては、介護の方が増えているというより、元気な方の利用が増えているという傾向にありまして、今後もこの傾向は継続していくのではなかろうかと考えてございます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 介護認定をされた要支援1・2も分かるはずですから、アンケートを取ってね、ましてや、75歳以上のお年寄りが増えているという数字も持っているものだから、そこは利用するお客さんのことを考えて、どういう考え方でどうなのかということは、1年に1回でもいいからアンケート調査をして、もしアンケート調査ができなければ、足を運んで、何人かを抽出して、行って話を聞くということも行政として進めていくことによって、より適切な対応ができるのではないかと思うのです。

本当は利用したいのだけれども、利用していないという人も中には大勢いるのではないかと推測するものだから、その辺も含めて、結果、こういうふうになくなったという原因があるはずなのだから、そこをちゃんと突き止めて、その対応をどうするのかということぐらいまで、

ぜひ次の機会でもそういう答弁ができるようにしていただきたいと考えます。

これも人の問題だから、石澤さんの言うことは分かるけれども、手がなくてなかなかできないということもあろうと思うので、その辺のところも含めて、できる範囲内で結構ですので、いま一度、ご答弁をいただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 阪下総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（阪下克哉君） お答えします。

在宅サービス、施設サービスにかかわらず、私は老人保健施設のほうの営業で他町にも足を運んでございますが、総じて、満床を維持している施設はございません。待機者もほぼゼロという施設が圧倒的に多うございました。

その観点から見て、全員協議会の中では、需要が相対的に低下している、需要が不足しているというお話をさせていただいたところです。

一方で、現利用者へのアンケート調査は、顧客満足度を推しはかる意味でもとても大事なことだと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、あらかじめ告知いたします。

本会議は、引き続き明日3月6日午前10時より一般質問を再開いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（勝木嘉則君） 本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月5日

議 長

署名議員

署名議員